

子どもの権利委員会（以下「権利委員会」）について

1 権利委員会について

(1) 設置根拠

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下「条例」）第47条

市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、札幌市子どもの権利委員会を置きます。

(2) 役 割

① 子どもの権利に関する推進計画に関すること

ア 計画策定についての意見

イ 計画の進捗管理

② 子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の調査、審議に関すること

ア 市の諮問に応じ、調査・審議

イ 権利委員会自らの判断で、調査・審議

【参考：条例第47条2項】

権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

(3) これまでの実施状況

【第1期】

- 市の諮問を受け「子どもの権利に関する推進計画のあり方」について答申書を提出
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 市議会への取組状況報告（条例の付帯決議に基づく）に向けての事前審議
 - ・ 子どもの権利に関する広報活動についての提言、権利委員会お薦め本のとりまとめ

【第2期】

- 市の諮問を受け「子どもを受け止め育む環境づくり」について答申書を提出
- 子どもの権利の保障状況の調査・審議
 - ・ 市議会への取組状況報告（条例の付帯決議に基づく）に向けての事前審議
 - ・ 第1期に策定した推進計画の施策の評価、検証

3 第3期権利委員会の進め方について

- 第1期に策定した推進計画や第2期の答申を踏まえ、次期「札幌市子どもの権利に関する推進計画」についての議論
- 施策の評価、検証